

「データヘルス・予防サービス見本市2018」 出展者募集要項

個人の健康づくりに対する意欲を喚起する取組を、医療保険者、企業、地方自治体等の関係者の中で広げていくため、先進事例の紹介や関係者間での問題意識の共有、医療保険者等と健康・予防サービスを提供する企業等とのマッチングの機会の提供を行う場として「データヘルス・予防サービス見本市2018」を開催いたします。

「データヘルス・予防サービス見本市2018」においては、医療保険者や企業経営者等に対して、予防・健康づくりのサービスを提供する事業者が、出展による製品・サービスの紹介を予定しております。4年目の開催となる本年、出展テーマの拡大を図り、データヘルス事業のさらに新たな一歩を踏み出します。より多数の事業者の皆様からの出展応募をお待ちしております。

平成30年7月

データヘルス・予防サービス見本市実行委員会

目 次

1. 「データヘルス・予防サービス見本市2018」	
開催の目的	P. 3
2. 本施策の概要	P. 3
3. 出展プラン	P. 4
4. 出展応募要件	P. 8
5. 出展料振込先	P. 8
6. 出展申請について	P. 9
7. 出展者の決定に関して	P. 10
8. 留意事項	P. 10
9. 今後のスケジュール	P. 11
10. お問い合わせ先	P. 11
データヘルス・予防サービス見本市2018 出展規約	P. 12

「データヘルス・予防サービス見本市2018」出展者募集要項

1. 「データヘルス・予防サービス見本市2018」開催の目的

個人の健康づくりに対する意欲を喚起する取組を、医療保険者、企業、地方自治体等の関係者の中で広げていくため、先進事例の紹介や関係者間での問題意識の共有、医療保険者等と健康・予防サービスを提供する企業等とのマッチングの機会の提供を行う場として「データヘルス・予防サービス見本市2018（以下、本施策）」を開催いたします。（平成30年度「厚生労働省 予防・健康インセンティブ推進事業」）

2. 本施策の概要

本施策は、出展いただく予防・健康づくりのサービスを提供する事業者等の事業について、来場者が実際に使用するなどの「体験」を通じて、製品・サービスへの理解を深めることで、全ての関係者の協働・連携の推進を促進します。

【開催概要】

名 称： データヘルス・予防サービス見本市2018

開催日時： 大阪 平成30年10月30日（火）10:00～17:00
東京 平成30年11月20日（火）10:00～17:00

開催場所： 大阪 マイドームおおさか 1・2階展示ホール（2,945㎡）
（住所：大阪府大阪市中央区本町橋2番5号）
東京 プリズムホール（2,809㎡）
（住所：東京都文京区後楽1丁目3番61号）

主 催： データヘルス・予防サービス見本市実行委員会

内 容： 予防・健康づくりに関するサービスを提供する事業者等による展示

参加対象： 医療保険者、企業健康増進担当者、自治体関係者、
事業主（企業経営者、人事・労務・総務等） ほか

来場予定人数： 各会場 2,000名目標

3. 出展プラン

従来の「ブース展示出展」のほか、「セミナー出展」を新設し、より多くの情報提供の機会を創出し、魅力的な見本市を目指します。

【A】ブース展示出展 募集数：50小間（予定）

【B】セミナー出展 募集枠：5～6枠（予定）

【A】ブース展示出展

「ブース展示出展」を希望する事業者は下記に定める各テーマからご選択いただき、出展を申請することができます。

「ブース展示出展」では、今年度より、より魅力ある出展者の拡大を図ります。出展にあたっては、本募集要項「4. 出展応募要件」をご確認ください。また本募集要項に定める出展に係る費用（以下、出展料といいます。）の支払いが開催前までに必要となります。

テーマ	概要
【 ブース展示出展 】	
① データヘルス計画	レセプト分析や健診結果等のデータを利活用し、保健指導の計画・方針を定め、データヘルス計画の策定を支援する事業者。策定したデータヘルス計画に基づいた後発医薬品の利用促進等を支援する事業者。
② 予防・健康づくりのインセンティブ	個人が積極的に予防・健康づくりに取り組むための仕組み（ヘルスケアポイント等）やわかりやすい情報提供を提案し、提供する事業者。
③ 生活習慣病の重症化予防・ <u>フレイル対策</u>	生活習慣病の重症化予防に関する情報提供や保健指導、活動支援、相談等を実施する事業者。 <u>フレイル対策に資する栄養・運動等の取組に関する情報やプログラム等を提供する事業者。</u>
④ 健康経営・職場環境の整備	健康な就労環境を整えることやコラボヘルス等の健康経営・健康宣言の実施・推進を支援する事業者。 <u>※産業衛生、休養・睡眠、食事・栄養に関する情報提供や実施・推進を支援する事業者を含む。</u>

※下線太字箇所は昨年度からの変更点

※新規出展事業者でも出展いただけるよう各テーマの内容を広く設定し、出展しやすくいたしました。

※各テーマにおける事業者の募集数は設定しません。

※出展申請後、主催者による出展審査がございます。また新規出展事業者は、面談する場合がございますことをご了承ください。

※申請内容によっては主催者の判断により出展テーマの変更をお願いする場合があります。

※複数の事業者等にて連携して出展申請を行うことは可能です。但し、**1小間2事業者または2小間5事業者まで**といたします。その場合、出展申請の連携事由をご提出いただきます。また出展内容は各部門テーマに沿ったものに限ります。

※複数小間の出展申請を行うことは可能です。ただし、小間位置の指定はできません。また出展料が小間数分だけ必要となること、他出展者の状況等によりご希望に添えない場合もあること、出展にあたっては1小間分に縮小した展示に変更となる場合もあることをご了承ください。

※「ブース展示出展」に申請する場合は、大阪、東京の2会場ともに同テーマにて出展いただきます。原則として1会場のみ出展や会場毎にテーマを変えての申請は受け付けられませんのでご了承ください。

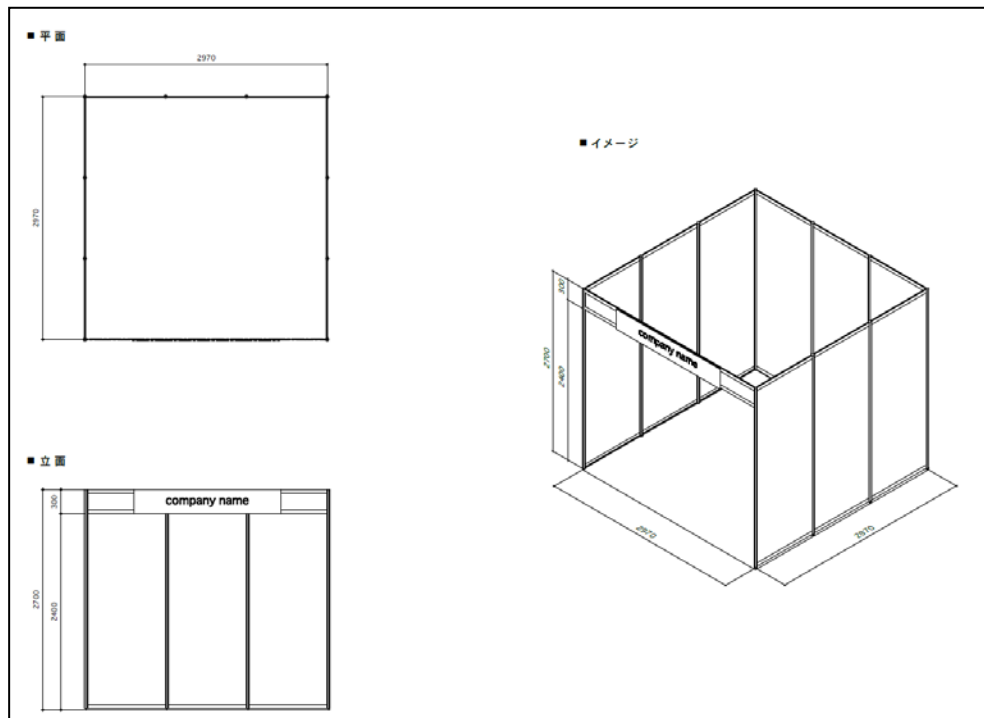
【A-1】ブース展示出展の小間仕様について

- ・出展者は出展小間において自社の製品・サービスを紹介するブースの設置・運用を行っていただきます。

<出展小間詳細（大阪・東京共通）>

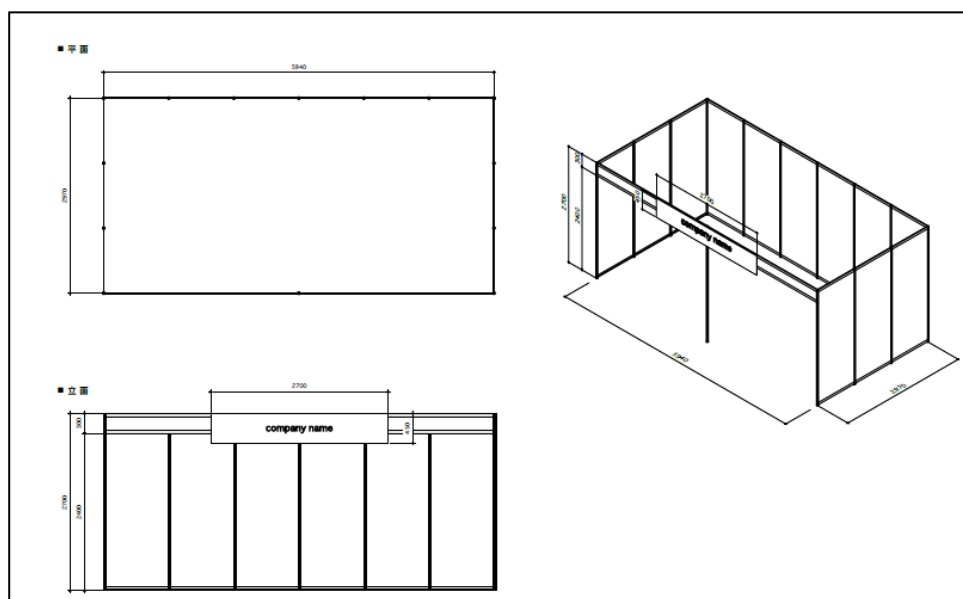
1小間の広さ 間口 3000mm×奥行 3000mm ※社名板・コンセント1ヶ（2口/500Wまで）は設置済み

◆1小間



※パンチカーペットなし

◆ 2小間



※パンチカーペットなし

※小間位置については主催者にて決定させていただきます。

※出展小間内でのセミナー開催は可能ですが、実施については隣接する出展者と開催時間等の調整を主催者が図る場合があります。

※出展者は、別途事務局が提供するイベントロゴ等を自社の活動において使用することが可能になります。なお、使用に際しては別途定めるロゴマーク使用規約を遵守いただきます。規約は出展決定者へご案内いたします。

<出展にあたっての注意事項>

- ・会場内での飲食物提供は可能ですが、事務局まで申請が必要となります。
- ・会場内での物品販売・サービス契約の締結等は禁止とさせていただきます。
- ・会場内にて個人情報の取得を含むアンケートの実施は可能ですが、個人情報をはじめとする情報管理については、個人情報保護に配慮しつつ、出展者の責任において行う必要があります。また、個人情報を取得する際には取得者が出展者自身であることを明示のうえ行ってください。
- ・主催者にて設定する事前設営時間内に設営を行う必要があります。

【A-2】ブース展示出展 出展料について

●出展料：1小間につき 50万円（税別）

※出展料に含まれるもの

- ・出展小間（10/30 大阪、11/20 東京）
- ・データヘルス・予防サービス見本市2018 WEBサイトでの情報掲載（10月～3月末予定）

【B】セミナー出展

展示会場内オープンセミナーエリアにて自社によるセミナー・事例紹介・デモンストレーション等を行え、より効果的効率的な情報提供の場を設けます。導入にいたるまでの過程や具体的な費用、導入効果のご紹介等、よりマッチングの場として成果に結びつく機会を提供します。

セミナーテーマは、「データヘルス計画」「予防・健康づくりのインセンティブ」「生活習慣病の重症化予防・フレイル対策」「健康経営・職場環境の整備」からご選択いただけます。

※「セミナー出展」申請は、大阪、東京の2会場それぞれ出展いただけます。

※複数の事業者等にて連携して出展申請を行うことは可能です。但し、**1 枠 2 事業者まで**といたします。その場合、出展申請の連携事由をご提出いただきます。また出展内容は各テーマに沿ったものに限りです。

※「ブース展示出展」と併用して出展申請ができます。また「セミナー出展」のみでも申請を受け付けます。「ブース展示出展」同様、主催者による出展審査がございます。また新規出展事業者は、面談する場合がございますことをご了承ください。

※出展内容によっては、主催者より協議の上、変更をお願いする場合があります。

※セミナー開催時間については主催者にて決定させていただきます。また決められた時間内にセミナーを運用ください。

【B-1】セミナー出展 出展料について

●出展料：2会場出展 各会場1枠10万円(税別) 1会場出展1枠5万円(税別)

※セミナー出展料に含まれるもの

- ・セミナー会場1枠 45分実施

席数：50席程度(立ち見含まず)

※講演・実演内容により変動することがございます。

付属備品：モニター、音響機材一式

- ・来場登録者へセミナー内容のご案内ダイレクトメール実施
- ・データヘルス・予防サービス見本市2018 WEBサイトでの情報掲載(10月～3月末予定)

4. 出展応募要件

出展を希望する事業者は下記の要件を満たす必要があります。

- (1) 医療保険者、企業、自治体等へ、自社及び自社グループ内企業が予防・健康づくりのサービスを販売／提供する事業者であること。
- (2) ブース展示出展者は出展小間において、来場者に対して製品・サービスに関する参加体験型の事業紹介を行うことができること。
- (3) 本募集要項「**出展料について**」に定める出展料について、指定された期日までに指定の銀行口座へ出展料を振込むことができること。
- (4) 出展料以外に、出展に際してかかる経費（輸送費、旅費、講演料その他必要となる費用等）について自社にて負担を行うことができること。
- (5) 本募集要項「**8. 留意事項**」及び「データヘルス・予防サービス見本市2018出展規約」を確認のうえ同意、遵守できること。
- (6) なお、出展にあたり受託実績先（医療保険者・企業・自治体等）2社（団体）より推薦を受けた事業者であることが望ましい。

5. 出展料振込先

●出展料振込締切

出展決定通知後、平成30年10月15日（月）までに、下記指定振込先にご入金ください。（振込手数料はご負担ください。）

<振込先> 三菱UFJ銀行 赤坂見附支店（店番：064）

口座番号：0264397 普通預金口座

口座名：データヘルス・予防サービス見本市運営事務局

（データヘルス ヨボウサービスミホンイチウンエイジムキョク）

6. 出展申請について

出展を希望する場合、下記の出展申請書類を申込期日までに事務局宛にご郵送ください。

<出展申請書類>

郵送物：正本1部（①～⑧）、副本10部（①～③）

- ① 出展申請書（様式1）
- ② 出展者情報シート（様式2）
- ③ 出展概要確認シート（様式3-1、様式3-2、様式3-3）
- ④ 会社概要（会社案内等）
- ⑤ 直近3カ年の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）
- ⑥ 広報資料記載情報シート（ブース出展申請者用）（別紙）
- ⑦ 広報資料記載情報シート（セミナー出展申請者用）（別紙）
- ⑧ 上記①～③及び⑥または⑦を記録した電子媒体（CD-R）
※記録データの形式はxls.とする。

<申込期日・郵送先>

申込期日：平成30年7月25日（水） 正午必着

郵送先：「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局

〒107-6322 東京都港区赤坂5-3-1

赤坂Bizタワー7階（(株)博報堂内）

電話：03-6441-4654 FAX：03-6441-4655

電子メール：info@yobouexpo.jp

（平日10-12時、13-18時、土日祝休）

※バイク便での送付は受け付けておりますが、直接持ち込みは受け付けておりません。

<複数の事業者等にて連携して出展申請を行う場合>

今年度より、複数の事業者等にて連携して出展する場合は、「ブース展示出展」は1小間2事業者または2小間5事業者まで、「セミナー出展」は1枠2事業者までといたします。その際、連携して出展する事由も申請いただきます。代表団体を決定いただき、代表団体が申請書類のとりまとめを行い、事務局まで郵送ください。その際、代表団体は申請書類①～⑤まですべて、その他連携して参加する事業者分について①～⑤を同封して提出してください。なお、代表団体の⑥電子媒体には、連携して参加する事業者分の①～③および⑥または⑦の電子ファイルを一緒に収めてください。連携して参加する事業者についても正本・副本は規定の部数必要となります。なお、「ブース展示出展」(様式3-2)については連携して出展する事業者各社共通の内容でも構いません。

7. 出展者の決定に関して

全ての出展申請について、主催者の下に設置される選定委員会において、体験性、実効性、波及性、独自性など様々な面から評価を行い、その評価に基づき事務局にて出展者を決定いたします。なお、評価基準について資料2『『データヘルス・予防サービス見本市2018』出展申請書類確認書』の別添1「評価項目一覧」をご確認ください。選定にあたっては、評価項目一覧における得点のほか、出展内容に関する総合的な評価を行います。選定委員ならびに選定内容の詳細に関するお問い合わせ、選定結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、ご了承ください。

8. 留意事項

出展申請者は下記について同意するものとします。

- (1) 主催者及び事務局が行う電話によるヒアリングや資料の追加送付等の依頼に対応していただく場合があります。
- (2) 出展決定者は平成30年8月9日(木)に東京にて開催する出展者向け説明会への出席が必要となります。なお、説明会の開催日時は予告なく変更となる場合があります。
- (3) 出展者として決定した後の出展辞退については、やむをえない事情による場合以外は認められません。
- (4) 出展内容に関しては、主催者及び事務局と協議のうえ最終決定を行う必要があります。
- (5) 主催者及び事務局が実施するアンケート等の実施にご協力いただきます。

9. 今後のスケジュール

- 平成 30 年 7 月 5 日 (木) : 出展申請受付開始
- 平成 30 年 7 月 13 日 (金) : 出展事業者募集説明会
- 平成 30 年 7 月 25 日 (水) : 出展申込受付締切 ※正午郵送必着
(企業ロゴデータ・広報資料記載情報含みご提出)
- 平成 30 年 8 月 6 日 (月) : 出展者決定
- 平成 30 年 8 月 9 日 (木) : 出展者説明会
- 平成 30 年 9 月 10 日 (月) : 出展に関する各種提出書類締切
展示登録書、電気幹線工事・電気器具申請書、インターネット接続用通信回線申請書、試飲・試食申請書搬入出申請書、レンタル備品申請書、映像・音響関係申請書 等
- 平成 30 年 10 月 15 日 (月) : 出展料振込締切
- (以上、予定)

※ご出展決定後、早々にプレスリリース、来場者販促等に掲出予定のため、申請時に企業ロゴデータ、広報情報のご提出をお願いしております。

10. お問い合わせ先

「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局

TEL:03-6441-4654 FAX:03-6441-4655 電子メール: info@yobouexpo.jp

(平日 10:00-12:00、13:00-18:00、土日祝休)

※メール送付の際は下記タイトルにて送付ください。

<メールタイトル> 見本市出展について

データヘルス・予防サービス見本市2018 出展規約

1. 事務局

ここで述べる事務局とは、データヘルス・予防サービス見本市実行委員会が主催する「データヘルス・予防サービス見本市2018」の開催・運営・管理のために設置された、「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局を指します。

2. 出展申請及び本規約の効力の発生

「データヘルス・予防サービス見本市2018 出展申請書類確認書」記載の出展申請資料に必要事項を記載し、事務局へ提出することによって、出展申請者として受け付けます。出展申請書が事務局で受理された時点で、出展申請者は本規約に同意したもとして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、選定結果を事務局より出展申請者へ通知します。ただし、選定内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、出展者としての決定通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断基準・根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展者提供素材

出展者は、事務局からの依頼に応じて、求められた会社概要、商品カタログ、商品写真、及び各種申請書等を提出していただきます。出展者が提出した素材は、本施策に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。

また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。

これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、事務局は一切の責任を負いません。

なお、事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむをえない事情により、出展の全てまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。

5. 出展に際して事務局が提供するもの

募集要項 3.出展プランに定めるもののみを事務局として提供します。定められているもの以外の準備物については出展者にての用意が必要となります。

6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、自社手配として、別途ご負担していただきます。

- (1)出展者、販売員等の人件費、旅費、宿泊費、出展に関わる搬送費等の経費
- (2)基本仕様以外の自社ブース装飾費(オプション備品、コンセント、通信回線工事及び使用料等)
- (3)基準時間外の会場使用料
- (4)独自の WEB サイト制作など広報・宣伝費
- (5)自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- (6)会場設備・備品及び他社出展物の破損、紛失弁償費
- (7)放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- (8)その他通常含まれない費用とみなされるもの

7. 出展小間の位置

出展小間の位置については、出展の内容などを考慮に入れ、事務局が決定します。

出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は事務局に対する異議申立を行うこと及び賠償責任等を問うことはできません。全て事務局に一任されます。

8. 出展小間の施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体及び会場が制定する安全規則並びに会場及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。

ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。

強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他の出展者に迷惑となる行為は行えません。また展示ブース内でのセミナー実施については、隣接する出展者と開催時間等の調整を主催者が図る場合があります。実演などが他の出展者に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。

これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルを参照ください。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 出展者の行動

ブースには常に最低 1 名は駐在し、来場者への対応を行ってください。

11. 本展示会の運営

事務局は本見本市の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種追加や変更を行うことができます。

出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その出展スペースは事務局が処分することができます。

なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

また、出展者は本見本市において物品販売・サービス契約の締結等の行為を行うことはできません。

12. 出展品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社ブース内の警備までは行いません。

出展品の管理は、出展者の責任において行ってください。事務局は、出展品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への出展物搬入開始から撤去までの期間で必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。

特にブース内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、出展品などの紛失、盗難、破損、搬送事故、参加者の取り扱い不注意などによる損害について、事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他の出展者のブース、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、事務局は一切責任を負いません。

事務局は、確認のうえ天災地変等のやむをえない理由で本見本市の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保証しません。また、やむをえない事情により、日時、会場等を変更することができます。

15. 法的保護等

本見本市におけるアイデアの模倣及び販売・商談等に関するトラブルについて、事務局は一切の責任を負いません。展示・販売・商談等に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護については、出展者の責任において対応するものとします。

16. 出展搬入・搬出と撤去

出展物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

出展品及びブース内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない出展品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展者はそのことで生じた損害を、事務局に請求することはできません。

17. 飲食物

出展者による会場内での試飲・試食については、事前に事務局に届け出をしていただき、保健所・消防署等の指導の元で許可が下りたもののみ実施可能となります。なお、その際は給排水設備が必要となります。出展者は食品衛生管理に関する全ての責任を負うものとします。問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。

また試飲・試食を行える商品は、原則、自社で開発した商品に限ります。それ以外の場合には、事務局までご相談ください。

18. 安全・安心のための対応

出展者は、関係する諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な見本市の開催・運営を行うものとします。

19. 特定成人向けの商品等

全ての特定成人向け商品、公序良俗に反する商品、事務局が不適切と判断した商品については、展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

20. 出展募集要項及び出展規約の承認

全ての出展申請者(出展者を含む)及びその代理人は、本見本市の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。

事務局と出展申請者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

21. 個人情報の取り扱い

出展申請書に記載した情報は適切に管理し、本見本市の運営並びに事務局および厚生労働省が開催する他の施策の案内・照会のために利用します。

個人情報管理者:「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局